



## 今月の特集：調剤薬局とドラッグストア

### 【巻頭メッセージ】

先日、気象庁から、「関東甲信地方は、6月7日頃に梅雨入りしたとみられる。」との発表がありました。地球温暖化に伴う激しい気象現象が増えている中ですが、今年の梅雨入りは例年どおりとなりました。



府中市郷土の森の紫陽花

また、先月(5月)には、これも気象庁から、「40度以上の日を『酷暑日』と呼ぶ。」旨の発表もありました。5月は今年の夏が恐ろしいと思えるような暑さでしたが、6月に入ると一転、梅雨入り後はこの季節らしい多少の肌寒さを感じる日もあり、紫陽花の花も色鮮やかに咲いています。

ところで、先月31日は、山中湖の周囲をコースとする「山中湖ロードレース」を走ってきたのですが、その山中湖では、これまで経験したことのない異常な水位低下が続いています。

山中湖ロードレースでは、湖畔のボート乗り場から大会会場近くまでボートによる無料送迎が行われていますが、この異常な水位低下によって従来の棧橋が使えなくなるなど、大きな影響が出ていました。

雨が少ないことに加え、気温の高い日が続いたことで蒸散が増えていることが原因とされています。

豪雨による土砂災害は心配ですが、季節どおりの恵みの雨が十分に降る梅雨となることを期待したいところです。

### 【献血 & 帰宅RUN】

6月16日(火)、公益社団法人雪谷法人会の社会貢献委員会主催による献血会が、東京都大田区の雪谷税務署駐車場で開催されました。この献血会は、毎年行われているものです。

私は常々、「献血は、誰もが気軽に参加できる社会貢献活動の一つだ。」と言っているため、周りからは、「献血ハラスメント」とも言われているようですが(笑)、献血の際は同時に血液検査も行ってくれるため、自身の健康状態を確認することもできる、一石二鳥の社会貢献活動だと思っています。そして、今回、私は64回目の献血に行ってきました。



血液検査の結果は、日本赤十字社の献血アプリ「ラブブラッド」を通じて比較的早く確認することができ、本当にありがたい限りです。今回もALT (GPT) 16、 $\gamma$ -GTP24、総コレステロール214など、主な数値は基準値内でひと安心でした。

この日は献血を終えた後、一度事務所へ戻って

昼食を取り、少し仕事を片付けてから着替えて、久しぶりの「帰宅 RUN」を実行しました。

財務省や国税庁に勤務していた頃には、霞が関から川口市の自宅まで何度か走って帰ったことがありましたが、今回は数年ぶり、そして税理士開業後初めての帰宅 RUN です。

四ツ谷の事務所を出発し、番町学園通りを北上。大妻通りから靖国通りへ入り、水道橋を抜けて白山通りを北上。その後、西巣鴨から明治通り、王子駅前を經由して赤羽へ向かい、新荒川大橋を渡って川口市へ。走行距離は約 17 キロ、走っている時間は約 1 時間 30 分、信号待ちなども含めるとちょうど 2 時間のランニングとなりました。

この日は日差しもあり、なかなかの暑さでした。

走力を維持・向上させるためには、それなりの距離を走る必要があります。しかし、仕事を終えて帰宅してから走りに出るには、それなりの気力が必要です。そこで私にとって一番楽な方法が「帰宅 RUN」。仕事が終われば、あとは家に向かって走るしかありませんので、自然と走行距離を確保することができます。



ランニングハイという言葉がありますが、残念ながら私はそのような快感を味わったことがありません。走っている最中はひたすら我慢、我慢。途中で「もう電車に乗って帰ろうかな」という心の声と戦いながら走っています。それでも、無事に走り切った後の達成感や充実感は格別です。

なお、献血後は激しい運動を避けるよう案内されていますので、本来はあまりお勧めできません。今回は体調に異変がないことを確認しながら走りましたが、良い子は真似をしないでください（笑）。献血後の運動については、各自の体調を十分に考慮する必要があります。

帰宅 RUN は、運動不足の解消になるだけでなく、災害時の帰宅ルートを確認する良い機会にもなります。走ることが好きな方はもちろん、「一度歩いてみようかな」という方にもお勧めです。

皆さまも機会があれば、ぜひ帰宅 RUN（あるいは帰宅ウォーク）に挑戦してみてくださいはいかがでしょうか。

---

## 【調剤薬局とドラッグストア】

### 一 医療非課税が生む消費税の歪み 一

先月号では、「医療と消費税に関するシンポジウム」の話題を取り上げましたが、今月も医療と消費税に関する話題をご紹介したいと思います。

消費税には、事業者が仕入れの際に負担した消費税額を、売上に係る消費税額から差し引く「仕入税額控除」という仕組みがあります。消費税は製造、卸売、小売といった取引の各段階で課税されますが、この仕組みがあることによって二重課税が防止されているのです。

もっとも、課税売上に対応する仕入れについては仕入税額控除が認められる一方で、非課税売上に対応する仕入れについては認められません。また、店舗の家賃や水道光熱費のように、課税売上にも非課税売上にも

共通して貢献する仕入れについては、事業全体の「課税売上割合」を用いて控除額を計算する仕組みが設けられています。

この仕組み自体は合理的なものですが、医療分野では思わぬ歪みを生じさせています。



街中には独立した調剤薬局もあれば、ドラッグストアに併設された調剤薬局もあります。一見すると同じ医薬品を取り扱っているように見えますが、消費税の負担関係には大きな違いが生じています。

まず前提として、保険適用の医薬品の販売は消費税が非課税とされています。他方、医薬品の製造や流通の段階では消費税が課税されるため、その仕入段階で負担した消費税相当額は、薬価の中で一定程度考慮されているとされています。

調剤薬局が仕入れる医薬品の多くは保険適用の対象ですが、選定療養など課税対象となる取引も一部存在します。そのため、医薬品の仕入れは、課税売上と非課税売上の双方に対応する「共通課税仕入れ」として扱われるケースが少なくありません。

ここで問題となるのが、仕入控除税額の計算に用いる課税売上割合です。

独立した調剤薬局の場合、売上の大部分が保険適用の非課税売上であるため、課税売上割合は比較的低くなります。その結果、医薬品の仕入れに係る消費税額のうち控除できる部分も限定されます。

これに対し、ドラッグストア併設型の調剤薬局では事情が異なります。ドラッグストアでは日用品、化粧品、一般用医薬品（OTC 医薬品）など多くの課税売が発生します。そのため、事業者全体で見ると課税売上割合が大きく上昇することになります。

現行制度では、この事業者全体の課税売上割合を用いて共通課税仕入れの控除額を計算するため、調剤薬局単独の場合と比べて、より大きな仕入税額控除が認められる結果となります。

もちろん、ドラッグストア側が何らかの不適切な処理を行っているわけではありません。あくまでも現行の消費税制度に基づく適正な処理です。しかしながら、保険適用医薬品については薬価の中で仕入段階の消費税負担が一定程度考慮されている一方で、ドラッグストア併設型の調剤薬局では、その医薬品の仕入れに係る消費税額について比較的大きな仕入税額控除が認められることとなります。

その結果、独立した調剤薬局との間に税負担の差が生じるだけでなく、社会保険診療報酬制度と消費税制度との間に、制度上のねじれが生じているようにも見えます。誤解を恐れずに言えば、「二重取り」との批判が生じ得る状況とも言えます。

医療分野へのゼロ税率導入が実現すれば、この問題は解消されると考えられます。しかし、その実現にはなお時間を要するでしょう。

その間の対応としては、例えば、医薬品の仕入れのように特定の非課税売上（例えば、価格自由度のない医療や福祉）と密接な関係を有する課税仕入れについては、事業者全体の課税売上割合ではなく、当該部門や取引に対応した課税売上割合を用いて控除額を計算する仕組みも考えられるかもしれません。もちろん、新たな制度を設ければ事務負担や制

度設計上の課題も生じます。しかし、医療と消費税を巡る問題は、単に税制だけでなく国民皆保険制度とも深く関わる重要なテーマです。

私自身、この問題について引き続き考えていきたいと思っています。



## バットマンの一言

6月24日、社会保障国民会議の実務者会議（議長：小野寺五典氏）は、食料品の消費税率を令和9年

4月から2年間1%とする中間とりまとめ案を示しました。また、食料品の消費税率1%分の税収に相当する年6000億円を原資に、中低所得者を対象とした新たな給付制度を同年度に始めることで、「食品消費税の実質ゼロ」を実現するようです。

これに先立つ22日、高市首相は、食料品の消費税率引下げについては、2年後には元に戻すことを明言されています。食料品に限った話ではありますが、仮に食料品の税率が8%から1%へ引き下げられた場合、2年後に元の8%へ戻すためには、実に7ポイントもの税率引上げが必要になります。消費税導入後の税率改正を振り返ると、平成9年の3%→5%（2ポイント）、平成26年の5%→8%（3ポイント）、令和元年の8%→10%（2ポイント）でしたから、7ポイントもの税率引上げがいにインパクトの大きいものであるかは明白です。

もっとも、この提案については与野党から様々な意見が出ており、現時点では実現の見通しは不透明です。

消費税の減税も給付も、いずれも国民生活を支えるための政策手段です。しかし、本来重要なのは「何を目的とし、その目的を達成するためにどの手段が最も効果的なのか」という視点ではないでしょうか。

税率を引き下げる方法がよいのか、必要な方に給付を行う方法がよいのか、それとも別の方法があるのか。限られた財源を有効に活用するためには、それぞれの政策の効果や課題を冷静に比較しながら議論することが大切だと思います。

政策論争が活発になること自体は健全なことです。その際には目先の損得だけでなく、中長期的な視点や将来世代への影響も含めて考える必要があります。

消費税の減税も給付も、それ自体が目的ではありません。本来は、物価高の影響を受ける方々をどのように支えるのか、その目的を達成するためにどの手段が最も効果的なのかという視点から議論されるべきでしょう。

マスコミ、政治家、そして私たち有権者一人ひとりが、感情論に流されることなく、できるだけ客観的な事実に基づいて議論を行う。その積み重ねが、より良い政策形成につながるのだと思います。

しかし、それこそ「言うは易く行うは難し」なのでしょうね。

※ なぜ「バットマン」なのかについては、当事務所のWebサイト「バットマンの暮らしと税の徒然日記」にてご紹介しています。

Webサイト：<https://uetake-tax.com>